

【日豪部隊間協力円滑化協定 21 条 2 項 a 号】

派遣国の当局は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事裁判権を接受国内で行使する権利を有し、及び懲戒の裁判権に関する専属的な権限を有する。

【日英部隊間協力円滑化協定 21 条 2 項 a 号】

派遣国の法令によって与えられた全ての、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての。刑事及び懲戒の裁判権を接受国内で行使する権利を有する。

【日米地位協定 17 条 1 項 a 号】

合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

出典：「日豪部隊間協力円滑化協定」「日英部隊間協力円滑化協定」「日米地位協定」より山添拓事務所作成

【日豪・日英部隊間協力円滑化協定 21 条 4 項】

- 4 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定を適用する。
- (a) 派遣国の当局は、次の罪においては訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) 専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) **公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪**
 - (b) その他の罪については、接受国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国は、裁判権を行使しないことを決定したときは、できる限り速やかに他方の締約国の当局に通報する。
 - (d) 裁判権を行使する第一次の権利を有する締約国の当局は、他方の締約国が当該権利の放棄を特に重要であると認める場合において、当該他方の締約国の当局から要請があったときは、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

【日米地位協定 17 条 3 項】

- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) **公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪**
 - (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

出典：「日豪部隊間協力円滑化協定」「日英部隊間協力円滑化協定」「日米地位協定」より山添拓事務所作成

合意事項 4 6 項（b）に基づく通報
(平成 2 6 年～令和 4 年)

合衆国軍隊の当局からの通報件数				
	裁判	非司法的処分 懲戒処分	処分なし	合計
平成26年	0	78	1	79
平成27年	0	105	1	106
平成28年	0	114	0	114
平成29年	0	71	1	72
平成30年	0	68	1	69
平成31年 (令和元年)	0	70	0	70
令和 2 年	0	80	0	80
令和 3 年	0	47	0	47
令和 4 年	0	35	0	35
合計	0	668	4	672

(注) 平成25年10月4日付け日米合同委員会合意による改正後の合意事項第4 6 項に基づく通報
なお、令和4年は、6月分まで。

【日米地位協定 17 条 3 項

に関する合意事項 43 項】

(公務に関する証明書の取扱)

43 議定書第三項(a)(ii)に関する公式議事録に掲げる証明書は、要請に基づき、当該被疑者が所属する部隊の指揮官から、犯罪が発生した地の検事正に対し提出されるものとする。かかる要請は、通常、逮捕の通告後直ちに、且つ、公務中に属するものであるか否かが問題となるような特別の場合にのみなされるものとする。このことは、いかなる事件についてもこのような証明書を進んで提出することを妨げるものではない。この証明書は、反証のない限り、公務中に属するものであるという事実の十分な証拠資料となる。反対の証拠は、すべて合同委員会における考慮のために提出される。検事正は、右の反対の証拠があると思料されるときは、直ちに、証明書を発行した指揮官に対しその旨通知するものとする。しかる後、当該事件の終局的処理を不当に遅延せしめないため、十日以内に問題が合同委員会に提案されるか否かについて指揮官に対し通知がなされるものとする。かかる事項の合同委員会への提案はいかなる場合においても急速になされるものとする。

出典：「日米合同委員会刑事裁判管轄権分科委員会において合意された事項」より抜粋